

議案第78号

## 幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 を改正する条例

幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第16号中「1の年」を「一の年」に改め、同項に次の1号を加える。

- (22) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、特別休暇として不妊治療休暇を新設したいので、この案を提出するものである。